

川崎市川崎区公告第69号

介護保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年6月25日

川崎市川崎区長 山崎 浩

（別紙省略）